

■事業やもよおしなどの実施について
新型コロナウイルス感染症の影響などにより延期・中止する場合があります
のでご了承ください。

65歳以上の皆さん(第1号被保険者)の介護保険料が変わります

介護保険料基準額は、国の介護報酬の増額改定や要介護認定者数の増加などにより、令和3年4月から月額6,683円(年額80,200円)になります。令和2年度に比べ月額200円(年額2,400円)の増となります。令和3年度の保険料額は4月中旬に通知します。

●令和3年度の介護保険料表(月額)

市民税	段階	対象者	令和2年度	令和3年度~5年度
非課税世帯	第1段階	生活保護者および老齢福祉年金受給者	1,300円	1,341円
		課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人		
	第2段階	第1段階の対象者以外で課税年金収入額および合計所得金額の合計額が120万円以下の人	1,691円	1,741円
	第3段階	// が120万円を超える人	3,308円	3,416円
本人非課税かつ課税世帯	第4段階	課税年金収入額および合計所得金額の合計額が80万円以下の人	5,966円	6,150円
	第5段階 基準額	// が80万円を超える人	6,483円	6,683円
本人課税	第6段階	合計所得金額が50万円未満の人	7,458円	7,691円
	第7段階	// が50万円以上125万円未満の人	7,783円	8,025円
	第8段階	// が125万円以上160万円未満の人	8,691円	8,958円
	第9段階	// が160万円以上200万円未満の人	8,758円	9,025円
	第10段階	// が200万円以上250万円未満の人	10,700円	11,033円
	第11段階	// が250万円以上350万円未満の人	12,650円	13,033円
	第12段階	// が350万円以上500万円未満の人	14,591円	15,041円
	第13段階	// が500万円以上700万円未満の人	16,858円	17,383円
	第14段階	// が700万円以上900万円未満の人	17,508円	18,050円
	第15段階	// が900万円以上の人	18,158円	18,716円

※合計所得金額を算定する際の給与と所得控除および公的年金等控除は、平成30年度税制改正前の計算方法を用います。

📞 問合せ…高齢者支援課(☎025-526-5111)

令和3年度の国民年金保険料

令和3年度の国民年金保険料は、月額1万6610円です。また、令和4年度は月額1万6590円です。

国民年金保険料の納付は、保険料が割り引きになる前納や、納め忘れのない口座振替が便利でお得です。

☎上越年金事務所国民年金課(☎025-524-4112)

国民年金保険料の学生納付特例制度

制度の対象となる大学や専門学校などに在学中の学生で前年の所得が基準額以下の人は、申請すると、国民年金保険料の納付が猶予されます。



猶予期間は、障害基礎年金や老齢基礎年金を受給するための対象期間ですが、老齢基礎年金の受給額には計算されません。また、10年以内であれば、猶予期間の保険料を後から納めることができます。

4月から、令和3年度分を受け付けます。希望する人は、学生証の写しや在学証明書などを添付して申請してください。

☎国保年金課、各総合事務所、南・北出張所、または上越年金事務所 ☎上越年金事務所国民年金課(☎025-524-4112)

店舗などの改装費を補助します

市内に本社があり、店舗営業を行う事業者を対象に、店舗の改装・修繕に係る工事費、事業用備品・設備の導入・設置費などの一部を補助します。着工前に申請が必要です。また、市内に本社がある施工業者へ発注する工事が対象です。



☎4月1日(☎)〜12月28日(☎) (予算額に達し次第終了) 他○補助額Ⅱ対象経費の2分の1、個人事業主または法人は20万円、商工団体などは200万円が上限額

○実績報告書提出期限Ⅱ令和4年2月28日(☎) 申請商業・中心市街地活性化推進室(☎025-526-5111)

時…日時、期間 所…場所 対…対象(表記無し:どなたでも) 定…定員 費…費用(表記無し:無料)
講…講師 申…申込(表記無し:不要) 問…問合せ 他…その他

新型コロナウイルス感染症経済対策事業

市では新型コロナウイルス感染症に係るさまざまな経済支援を行っています。事業の詳細や申請書のダウンロードは市ホームページをご覧ください。



①事業者経営支援金

複数月にわたり著しく売上が減少している中小企業者などへ支援金を給付します。

対 市内に事業所を有する中小企業者など(全業種(性風俗特殊営業など一部除く))

申問 必要書類を7月30日(金)までに産業政策課(☎025-526-5111)へ

②地域経済活性化店舗等改装促進事業補助金(新型コロナウイルス対応型)

感染予防のために中小企業者が行う店舗などの改装工事費用を補助します。

必ず工事の着工前に申請してください。

対 市内に本社があり、店舗営業を行う事業者(業種の指定あり)

申問 必要書類を7月30日(金)までに産業政策課(☎025-526-5111)へ

③新型コロナウイルス対策プレミアム付商品券発行事業補助金

商工団体などが実施するプレミアム付商品券を発行する事業の費用を補助します。

対 市内に事務所などを有し、かつ、10以上の中小企業者が加盟している団体

申問 必要書類を10月29日(金)までに産業政策課(☎025-526-5111)へ

④中小企業者チャレンジ応援事業補助金

新たな取り組みに挑戦する中小企業者に対し、経費の一部を支援します。

対 市内に本社または主たる事業所を置く中小企業者

申問 必要書類を12月28日(金)までに上越ものづくり振興センター(☎025-522-2666)へ

**地域商業の活性化に
つながる取り組みを支援**
商店街組合や商工会などが行う地域商業の活性化につながる取り組みに対し、費用の一部を補助します。申請する場合は、事前にご相談ください。

時 12月28日(金)まで(予算額に達し次第終了) 対 商店街振興組合、小売業・サービス業の事業協同組合、商工会、商工会議所、中小企業者による任意組織など
申問 商業・中心市街地活性化推進室(☎025・526・5111)

中心市街地の空き店舗などへの出店を支援

中心市街地の活性化に向け、高田・直江津地区の空き店舗などを活用した商業施設の出店や、事務所の開設に係る改装費・人件費などの一部を補助します。
時 4月1日(金)〜(予算額に達し次第終了) 申問 商業・中心市街地活性化推進室(☎025・526・5111)

四・九の市を大町4丁目地内に集約します

大町4、5丁目で開設していた四・九の市は、市場の活性化および来場者の利便性向上に向け、大町4丁目に集約します。
時 4月4日(金) 問 観光交流推進課(☎025・526・5111)

ストップ! 農作業事故

春の農繁期です。次のことに気を付け、農作業事故を未然に防ぎましょう。
○ 適度に休息を取り、ゆとりをもって作業しましょう。
○ トラクターや田植機で、ほ場



に出入りするときは、勾配や段差に十分注意し、転倒や転落を防ぎましょう。
○ 農作業機械の点検は、必ずエンジン进行してから行いましょう。
○ シートベルトの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯させましょう。
○ ほ場から道路へ出るときは、クローラーなどについた土をよく落としましょう。
○ 新型コロナウイルス感染症のまん延防止にも十分配慮し、作業を行いましょう。

農用地利用計画変更申出書の受付

農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更申出書の受け付けを行います。令和3年秋を目的に計画変更(農振除外・農振編入)するものが対象です。事前に内容を相談してください。
申問 申出書に必要事項を記入し、4月1日(金)〜30日(金)の間に、農政課(☎025・526・5111)または各総合事務所へ。申出書は申出先にあります



お知らせ



もよおし・講座



募集



無料相談